

平成29年度三重県食の安全・安心確保行動計画 概要

1 行動計画策定の趣旨

「三重県食の安全・安心確保行動計画（以下、「行動計画」という。）」は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例（以下、「条例」という。）」に基づき定められ、食の安全・安心確保に関する4つの基本的方向と実施すべき22の施策を示した「三重県食の安全・安心確保基本方針（以下、「基本方針」という。）」に沿って、食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として策定されるものです。

2 平成29年度行動計画の概要

（1）食の安全・安心確保施策の体系および推進体制

食の安全・安心確保のための施策は、食品衛生法などの法律、条例および基本方針に基づき実施しています。

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進する庁内推進体制として、条例第11条に基づき設置された「三重県食の安全・安心確保推進会議」により、関係部局の緊密な連携のもと、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進していきます。

また、条例第28条に基づき、知事の附属機関として設置された「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」（委員：消費者、食品関連事業者、学識経験者）において、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議し、施策の推進に反映させます。

なお、食の安全・安心に関する危機が発生した場合は「三重県危機管理計画」に基づき対応します。

（2）平成29年度の主な取組方向

平成29年度の行動計画は、平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットを経験することで蓄積された、国際的かつ大規模なイベントや大会等における監視指導の体制や方法等の経験を生かして、平成29年4～5月に開催される「第27回全国菓子大博覧会・三重」（以下、「お伊勢さん菓子博2017」という。）についても、観光客の増加が見込まれる観光地の飲食店等を中心に監視指導の強化を図ります。

また、第32回オリンピック競技大会、東京2020パラリンピック競技大会（以下、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」という。）の食材調達基準において、GAPなどの食の安全管理に向けた取組の第三者による認証を取得していることが求められたことにより、こうした取組が、今後、国内流通にも求められると考えられることから、生産者や食品関連事業者等に対し、GAP、HACCP等の高度化を図る取組を進めます。

基本的方向ごとの主な取組は次のとおりです。

基本的方向 1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- ① 農薬、肥料、飼料、動物および水産用医薬品の使用者、生産者および販売者への立入検査、監視指導を実施し、生産資材の適正な流通と使用を推進します。(施策①)
- ② 食中毒発生のリスクや製造量等を評価して施設の監視頻度を定めるとともに、発生頻度の高いものや重症化の可能性のある食中毒菌等による健康被害の防止を重点項目と定めて、監視指導を実施します。(施策④)
- ③ 伊勢志摩サミットを経験することで蓄積された、国際的かつ大規模なイベントや大会等における監視指導の体制や方法等の経験を生かして、「お伊勢さん菓子博2017」でも、観光客の増加が見込まれる観光地の飲食店等への監視指導の強化を図ります。(施策④)
- ④ 関係部局と連携し、食品表示法、景品表示法等に基づいた食品表示や、米トレーサビリティ法に基づいた米の産地表示等の監視指導を行います。(施策④)
- ⑤ 食品関連事業者に対して、衛生管理ならびに表示制度における自主衛生管理体制を強化充実させるため、自主点検の取組を促進します。(施策④)
- ⑥ 消費者に安全な食品を提供するため、近年の収去検査結果や県民の関心等を考慮し、計画的な微生物、食品添加物、アレルゲン等の検査を行います。(施策⑤)
- ⑦ 食肉検査、貝毒検査等を実施します。(施策⑤)

基本的方向 2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- ① 生産者、食品関連事業者が食の安全・安心に取り組みやすい環境を整備するため、それぞれの取組が認知されるよう県民への情報発信に努めます。(施策①)
- ② 食品衛生、食品表示等の法令に関する情報や、みえの安心食材等の認定制度、食の安全・安心に配慮した農産物の情報等を、食品関連事業者、食品関連事業者団体に対し、講習会やホームページ、リーフレット等により提供します。(施策②)
- ③ 食品関連事業者や米穀取扱事業者等のコンプライアンス意識の向上のため、食品表示等に関して、事業者の自主点検を促進するとともに、研修会等を開催します。(施策④)
- ④ 今後、国内流通にも求められると考えられる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準に適合する農産物の供給をめざし、各産地が実践するGAPの高度化を図ります。(施策⑤)
- ⑤ 産地へのGAP（生産工程管理）や農場HACCPの導入、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルの普及や「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」に基づく取組等の推進に努めます。(施策⑤)
- ⑥ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」取得施設のシステム維持に加え、国のHACCP全面義務化への制度の見直し状況を注視しつつ情報収集を行い、食品関連事業者等に提供を行うなど、対象事業者を支援します。(施策⑦)
- ⑦ 有機JAS制度は、環境への負荷を低減するものであるとともに、東京2020オリ

ンピック・パラリンピック競技大会の食材調達において推奨され、今後、国内流通にも求められると考えられるため、県内農産物の有機JAS認証の拡大を図ります。(施策⑦)

- ⑧ 食品関連事業者が、飲食業や宿泊業等へ食材を紹介する場を設けるほか、大都市圏等における商談会等に参加することで、販路を拡大できるよう支援します。(施策⑧)
- ⑨ 食品関連事業者が危害情報を申し出しやすいよう、情報提供窓口の周知や環境の整備を進め、迅速な対応に努めます。(施策⑨)

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- ① 出前トーク等の実施により学習の機会を提供します。(施策①)
- ② 県民のニーズに応じた情報提供のため、意識調査を実施するとともに、広報資料やホームページ等で県の取組や関連情報をわかりやすく発信します。(施策①)
- ③ 健全な食生活等への関心が薄いといわれる若い世代に、食の安全・安心への意識を高めてもらうため、高等教育機関と連携して効果的な情報提供を行います。(施策①)
- ④ 児童・生徒が、食の安全・安心について考える力や正しく食を選択する力を身につけることができるよう、学校における食育を推進するための体制を整備するとともに、学校給食の衛生管理や適切なアレルギー対応等を徹底します。(施策②)
- ⑤ 各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活を実践できるよう、食事バランスの普及啓発に取り組みます。(施策②)
- ⑥ 各地域機関等に窓口を設置して、県民からの食品に関する相談等に対応します。(施策③)

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- ① 三重県農薬管理指導士、魚食普及活動を行う魚食リーダーの育成確保ならびにふぐ取扱者、と畜場従事者や学校給食関係者等の資質向上のための講習会を開催することにより、食の安全・安心確保のための人材育成を図ります。(施策①)
- ② 県民と食品関連事業者等が、食品衛生に関する正しい知識を共有し、相互理解を進めるため、消費者懇談会、意見交換会等のリスクコミュニケーションを実施します。(施策②)
- ③ 出前トーク等やアンケート調査の機会を利用し、県民意識の把握と行政の取組への理解促進を図ります。(施策②)
- ④ 食品関連事業者や関係団体等の協力のもと、食の安全・安心に関する情報提供、啓発等を行います。(施策③)
- ⑤ 食の安全・安心の取組が地域に深く浸透するよう、「三重県食育推進計画」との整合を図りつつ、多様な主体との連携を深め、施策を推進します。(施策④)